

Title	安土桃山時代総合日本史大系第八卷(花見朔己著, 内外書籍株式會社)
Sub Title	
Author	國分, 剛二(Kokubu, Goji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1930
Jtitle	史学 Vol.9, No.3 (1930. 9) ,p.164(520)- 164(520)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19300900-0164">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19300900-0164</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

義を闡明され、以つて「平安朝の國史に於ける地位は公家の文化の發達時代として最も重要な意義を有することである」と論ぜられたる點は本書をして最も意義あらしむる所以である。

此の大著を斯界に併せられたる氏に對して深く敬意を表し敢て本書を江湖に紹介するものである。(菊版八七三頁、索引付、挿畫一六葉、)(犬塚久雄)

### 安土桃山時代 綜合日本史大系 第八卷 (花見朔 已著) (内外書籍株式會社)

安土桃山時代簡は八四四頁といふ大著であるから、一讀するにも容易ではないのである。況んや著者其人の勞の多きはお察しするに難くないので、之に對しては滿腔の敬意を表する次第であるが、無遠慮に申せば、地方の史實を述べる就ては、今一層細心の注意を拂はれたかつた、例へば「義光は又最上郡小國(今の西田川郡)城主細川三河守を滅し(五〇三)とあるが、此の小國は今でも山形縣最上郡にあるので、西田川郡でないのは、大日本地名辭書を一覽すれば直ぐ判るのである。此の如き折角の割注も誤つた注意では無い方が勝るのであつた。又た「武田信玄が永祿七年信濃善光寺の本尊を甲斐板桓に移して新善光寺を建て——天正十年武田氏の亡ぶるや、信長これを尾張に移し、織田氏の亡ぶるや、翌十一年再び甲斐に還り而して秀吉大佛殿を建つるや、所謂靈夢によりて慶長二年これを大佛殿に遷座せしめた——翌三年秀吉の病革まるに及んで始めて信濃の舊蘭若へ返還せられた」(八一四—五)の如きは、今少し長丘を所せられた善光寺に關する諸説を生

意して居られたならば、訂正すべき所が無いではないかと思ふが、殊に史料編纂所の榮職に奉じられて居られる著者は、幾らも此等の便宜があるであらうかと思ふのである。併し此の如きは白璧の微瑕であるを打捨てられるならば、それまでの事だが出来るならば地方史を述べられる時には其地方の歴史家の援助を求めめる位の良心はお互にあつて欲しいものであると思ふのである。因に最近に於ては、地方歴史家の活動が著しくなつて來たので、地方に足を運ばぬ中央の歴史家は油斷が出来なくなつた、即ち講演に展覽會に採訪に會報に圖書館また博物館でも郷土室の如きものを設けて、多大の後援をして居るのである。此の如き傾向は吾々學徒の見逃す事の出来ぬ現象であると思ふ次第である。妄言多謝。五、九、二七(國分剛二)

### 古文書學概論 (勝峯月一著) (目黒書店發行)

方今、國史研究は愈々微に入り細を穿ち、古文書の研究利用の益々多からんとするに際し、大谷大學に於て古文書學を講述せられし故勝峯月一漢學士の遺著「古文書學概論」の上梓を見るに至りしは、學界のため慶賀すべきである。本書は八百餘頁の大著にして其の内容の綱目を摘記すれば、先づ序論に於て、古文書學の概念、發達、研究上の諸注意を、本論に入りて、前篇外的研究に於て、古文書の材料及び製作の器具、同じく形狀、書體、書風、花押、印章を後篇内的研究に於て、言語及び文體、様式總說、様式各說、眞偽此判、解釋及び効力の考究を記述し、殊に様式各說は更にこ